



令和 2 年 12 月 16 日

観 光 庁

広島市を目的地とする旅行・広島市に居住する方の旅行における Go To トラベル事業の取扱いについて

- Go To トラベル事業については、これまで、感染状況、医療状況などを踏まえ、各知事の意見も伺いつつ、必要な措置を講じてきているところです。
- 12 月 14 日(月)には、第 49 回新型コロナウイルス感染症対策本部における菅総理大臣からの指示を踏まえ、札幌市、大阪市、名古屋市及び東京都の旅行の取扱い並びに年末年始における全国的な旅行の取扱い※について措置を講じることとしたところです。
- 今般、広島市の旅行の取扱いについて、以下の措置を講じることとしましたので、お知らせします。

※ 12 月 14 日(月)に発表しましたとおり、広島市を含む全国において、12 月 28 日(月)から 1 月 11 日(月)までの間、本事業の適用を一時停止します。

1. 広島市を目的地とする旅行について

(1) 新規予約の取扱い

- ・ 12 月 27 日(日)24 時までに開始する旅行の新たな予約について、本事業の適用を一時停止します。

(2) 既存予約の取扱い

- ・ 12 月 24 日(木)から 12 月 27 日(日)までの間に開始する旅行の既存予約(12 月 16 日(水)24 時までにされていた予約)について、本事業の適用を一時停止します。
(なお、旅行者及び事業者双方への周知が必要であることに鑑み、12 月 23 日(水)までに開始する旅行については、支援の対象とします。)

(3) キャンセルの取扱い

- ・ 12 月 27 日(日)までに開始する旅行の既存予約(12 月 16 日(水)24 時までにされていた予約)について、無料でキャンセル可能とします。

2. 広島市に居住する方の旅行について

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- ・ 12月27日(日)まで、新規予約・既存予約を問わず、本事業を利用した旅行を控えていただくようお願いします。

(2) キャンセルの取扱い

- ・ 12月27日(日)までに開始する旅行の既存予約(12月16日(水)24時までにされていた予約)について、12月26日(土)まで、無料でキャンセル可能とします。

3. キャンセル料の負担について

- ・ これらの措置により、既存予約(※)のキャンセルを受けた事業者に対しては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する額(上限は1万4千円/人泊)を本事業の予算から負担します。

※12月15日(火)24時時点においてされていた予約に限る。

詳細は、別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

有田：03-5253-8324

牧田：03-5253-8329

多田：03-5253-8330

栗山：03-5253-8328

木村：03-5253-8330

山川：03-5253-8329

1. 広島市を目的地とする旅行に係るGo To トラベル事業の取扱い

(1) 新規予約の取扱い

- 12/27(日)までに開始する広島市を目的地とする旅行の新たな予約について本事業の適用を一時停止

(2) 既存予約の取扱い

- 12/24(木)から12/27(日)までの間に開始する広島市を目的地とする旅行の既存予約(12/16(水)24時まで)にされていた予約)について本事業の適用を一時停止

(3) キャンセルの取扱い

- 12/27(日)までに開始する広島市を目的地とする本事業を利用した旅行の既存予約(12/16(水)24時まで)にされていた予約)について、12/26(土)24時まで無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊))

※国による負担対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

	12/16(水)	12/17(木) -12/23(水)	12/24(木)	12/25(金)	12/26(土)	12/27(日)	
新規予約	18時	この期間に開始する旅行の新たな予約について本事業の適用を一時停止					24時
既存予約	18時	無料キャンセルにより、 キャンセルを促す	0時	この期間に開始する旅行について本事業の適用を一時停止			24時
	※利用者等への周知期間として発表日から7日間の経過措置を確保						
	無料でキャンセル可能					24時	
	※ 無料キャンセルの対象は、12/16(水)24時まで <u>にされていた予約</u> に限る。 ※ 国による事業者負担相当分の負担の対象は、12/15(火)24時時点において _{されていた予約} に限る。						

2. 広島市に居住する方の旅行に係るGo To トラベル事業の取扱い

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、広島市に居住する方に対し、12/27(日)まで、本事業を利用した旅行を控えていただくよう呼びかけ

(2) キャンセルの取扱い

- 広島市に居住する方は、12/27(日)までに開始する本事業を利用した旅行の既存予約(12/16(水)24時までにされていた予約)について、無料でキャンセル可能
- 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊))

※国による負担対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。

	12/16(水)	12/17(木) -12/23(水)	12/24(木)	12/25(金)	12/26(土)	12/27(日)
新規予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行を控えるよう呼び掛け					
既存予約	18時					24時
	この期間に開始する旅行を控えるよう呼び掛け					
	18時					24時
	無料でキャンセル可能					

※ 無料キャンセルの対象は、12/16(水)24時までになっていた予約に限る。
 ※ 国による事業者負担相当分の負担の対象は、12/15(火)24時時点においてされていた予約に限る。